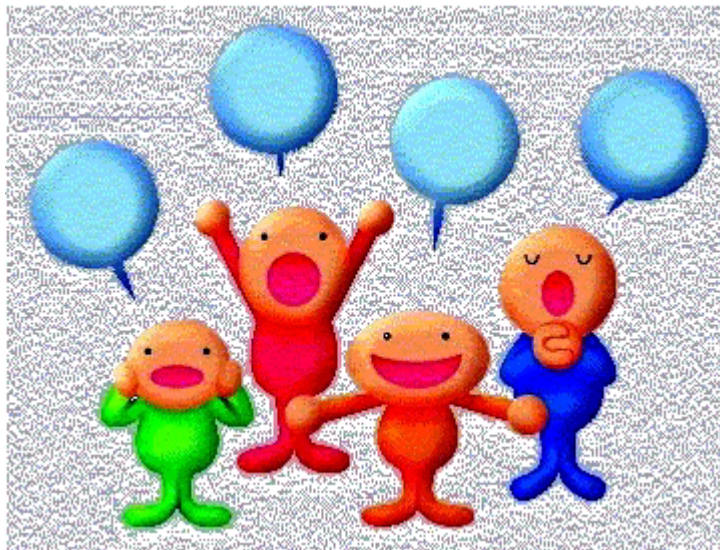


平成15年度版

すぎなみの介護保険

(平成14年度実績)



も く じ

は じ め に	1
1 介護保険のあゆみ	2
2 介護保険関係組織・事務分掌（平成15年度）.....	4
3 被保険者	5
(1) 第1号被保険者	5
(2) 第2号被保険者	5
4 介護保険料	6
(1) 第1号被保険者	6
(2) 第2号被保険者	7
(3) 保険料の減免	7
5 要介護認定	8
(1) 要介護（要支援）認定の申請	9
(2) 認定調査	9
(3) 一次判定	10
(4) 二次判定	10
(5) 認 定	11
6 介護保険給付	12
(1) 介護保険サービスの種類	12
(2) 居宅サービスの利用	13
(3) 施設サービスの利用	14
(4) 福祉用具購入費の支給	14
(5) 住宅改修費の支給	15
(6) 高額介護サービス費	15

(7) 利用者負担額の減免	1 6
(8) 標準負担額(食事の自己負担額)の減額	1 6
(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・特定標準負担額の減額	1 6
7 介護保険関連給付	1 8
(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業	1 8
(2) 訪問介護利用者負担額助成事業.....	1 8
(3) 住宅改修支援助成事業(ケアマネ ジャー等支援事業).....	1 9
(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成.....	1 9
(5) 家族介護慰労事業.....	2 0
(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業.....	2 0
8 財 政	2 1
9 介護保険運営協議会	2 3
10 介護保険相談	2 4
11 事業者支援	2 5
(1) 事業者連絡会	2 5
(2) ケアマネージャー支援事業	2 5
12 趣旨普及	2 7
13 介護保険事業計画.....	2 8
(1) 区の高齢化等の現状と計画期間における人口推計等	2 8
(2) 施設サービスの量の見込み.....	2 9
(3) 居宅サービス対象者及び利用者数.....	2 9
(4) 居宅サービス種類ごとの利用見込み.....	3 0

はじめに

介護保険制度は、急速な高齢化の進行とともに増えていく寝たきりや痴呆などにより介護を必要とする人を、社会全体で支えあう仕組みとして、平成12年4月から実施しております。

この保険は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、保健医療・福祉のサービスを総合的・効率的に提供することを目的としております。

制度開始から4年目となりました現在、杉並区では要介護認定を受けている方は約1万4,300人(平成15年7月末現在)となり、制度発足時と比較して要介護認定を受けている方が約85%の増加と急激な伸びとなっていますが、区民の皆様のご理解、また主治医、ケアマネージャー、サービス事業者等、多くの関係者のご協力により、円滑な事業運営が図られております。

杉並区では、平成15年度から第2期介護保険事業計画(平成15年度～平成19年度)に基づく新たな事業運営をスタートさせておりますが、今後も区民の皆様にとってよりわかりやすく、利用しやすい介護保険制度となるよう努めてまいります。

このたび、介護保険制度をご理解いただくための一助として平成14年度の事業実施状況を「すぎなみの介護保険(平成14年度実績)」としてまとめました。身近において、多数の皆様にご利用いただければ幸いです。

今後とも、介護保険制度に対するご理解とご協力をお願いいたします。

平成15年9月

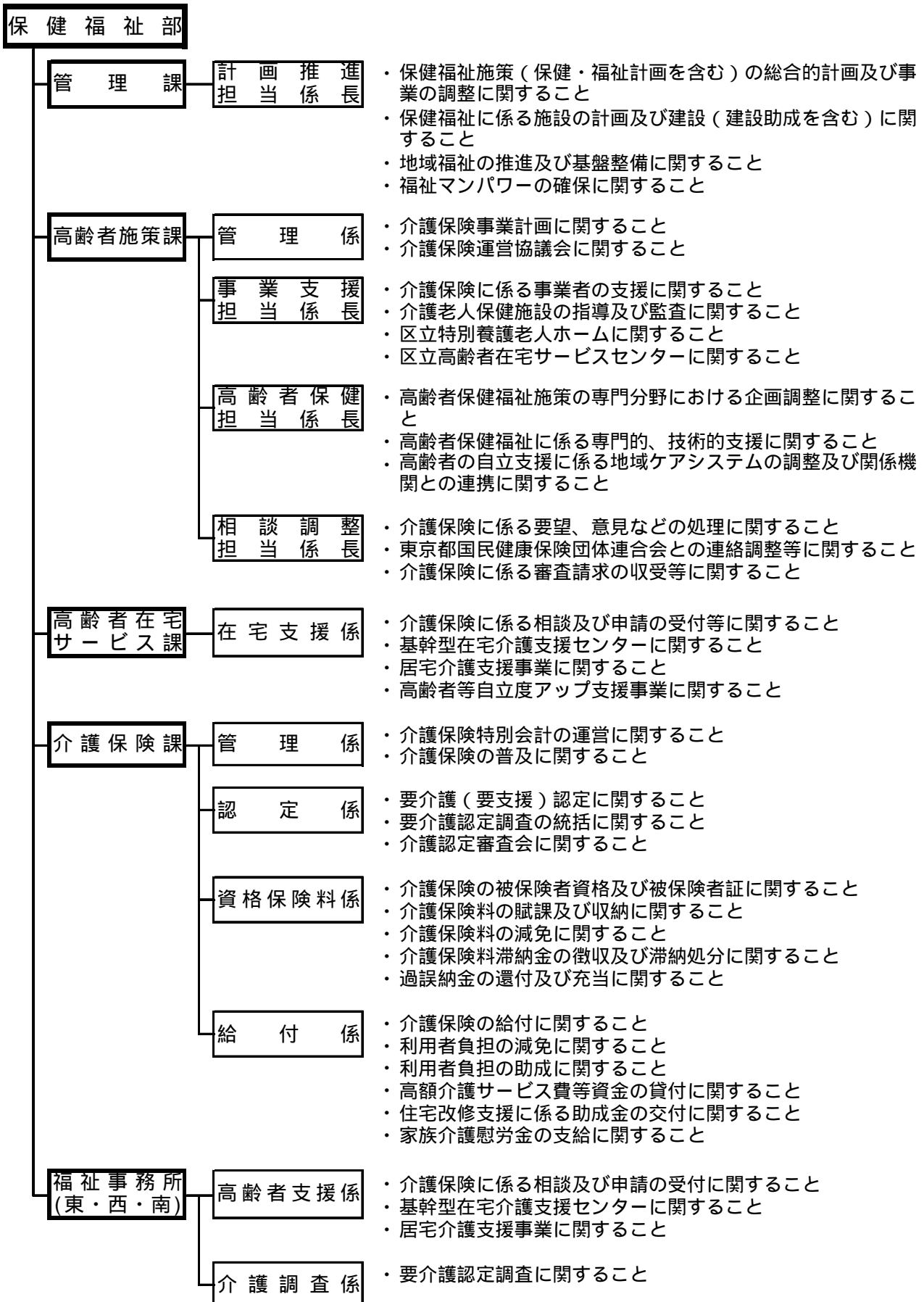
杉並区保健福祉部介護保険課

1 介護保険のあゆみ

	国・都・杉並区のあゆみ
平成 8年 11月	第139回臨時国会に「介護保険関連3法案」(介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)提出(国)
平成 9年 5月	衆議院で3法案修正可決(国)
7月	「介護保険制度対策検討委員会」を設置(区)
10月	「介護保険準備主査」を設置(区)
12月	参議院で3法案再修正可決(国) 衆議院で3法案可決成立(国) 「介護保険関連3法」公布(12月17日)(国)
平成10年 2月	「介護保険制度推進会議」の設置(区)
4月	「介護保険支援専門員に関する省令」公布(国) 「介護保険準備担当課」を設置(区)
5月	「杉並区介護保険事業懇談会」を設置(区)
7月	「介護保険制度のための高齢者実態調査」を実施(区)
9月	「第1回介護支援専門員実務研修受講試験」実施(都)
12月	「介護保険法施行令」「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布(国)
平成11年 2月	「介護保険事業計画のあり方」を報告(区)
3月	「介護保険法施行規則」「指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令」公布(国)
4月	介護サービス量見込みの算出手順(正式ワークシート)を提示(国) 「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」公布(国) 「介護保険課」を設置(区)
6月	指定事業者の申請受付を開始(都)

9月	第1号被保険者該当のお知らせを送付(区)
10月	要介護認定の申請受付を開始(区)(10月1日) 「介護保険事業計画素案」の住民説明会開催(区)
11月	政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」発表(国)
平成12年 2月	介護報酬単価の決定(国) 「介護保険事業計画」を策定(区)
3月	第1号被保険者に介護保険被保険者証一斉交付(区) 介護保険制度住民説明会開催(区)
4月	介護保険法施行(国)(4月1日) 杉並区介護保険条例施行(区)(4月1日) 高額介護サービス費等資金貸付基金設置(区) 「介護保険運営協議会」を設置(区)
8月	第1号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送(区)
11月	「杉並区介護保険サービス利用状況調査」を実施(区)
平成13年 4月	家族介護慰労金事業開始(区) 「介護保険サービス利用者負担額助成事業」を開始(区)
10月	保険料本来額徴収を開始(区) 「杉並区介護保険に関する調査」を実施(区)
平成14年 1月	訪問通所サービスと短期入所サービスの利用枠を一本化(国) 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の実施(区)
10月	「第2期介護保険事業計画素案」公開(区)
平成15年 3月	介護報酬の改定(国) 「第2期介護保険事業計画」を策定(区)
4月	第1号被保険者介護保険料基準月額を3,000円に改定(区)

2 介護保険関係組織・事務分掌 (平成15年度)



3 被保険者

介護保険の被保険者は次のように区分されます。

(1) 第1号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている65歳以上の方

(2) 第2号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている40歳以上65歳未満の医療保険加入者

住所地特例被保険者

杉並区から区外の特別養護老人ホームなどの介護保険施設に住所を移した方も引き続き杉並区の被保険者になります。

3 - 表1 第1号被保険者数 (平成15年3月31日現在)

種別	男	女	計	住所地特例被保険者	外国人(再掲)
前期高齢者(65~74歳)	21,441	28,136	49,577	633	474
後期高齢者(75歳以上)	15,042	26,459	41,501		
計	36,483	54,595	91,078		

3 - 表2 第1号被保険者増減状況 (平成14年度)

増		減	
転入	1,058	転出	1,513
65歳到達	5,290	死亡	3,145
職権復活・その他	11	職権喪失・その他	40
計	6,359	計	4,698

3 - 表3 年齢別第1号被保険者

年齢	被保険者数				
	12年4月1日	13年3月31日	14年3月31日	15年3月31日	15年7月31日
65~69歳	26,160	26,657	26,517	26,173	26,031
70~74歳	22,391	22,568	22,957	23,404	23,351
75~79歳	16,073	16,913	17,607	18,435	18,729
80~84歳	10,398	10,867	11,375	11,838	11,962
85~89歳	6,562	6,662	6,900	6,963	6,937
90~94歳	2,742	2,959	3,184	3,290	3,282
95~99歳	673	688	753	841	854
100歳以上	79	107	124	134	133
計	85,078	87,421	89,417	91,078	91,279

4 介護保険料

(1) 第1号被保険者

保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。

平成14年度までの保険料額は、基準年額を35,300円(第3段階)とし、区民税課税状況等により下表のとおり5段階の保険料を設定しています。

保険料額の改定

平成15年3月に第2期介護保険事業計画を策定しました。介護保険事業計画は、介護保険制度を円滑に運営していくために、各区市町村が策定する計画で、3年に1度改定することになっています。保険料もこの計画を基に改定を行います。

保険料は、3年間に必要な介護保険サービスの費用の見込に基づいて計算します。

平成15年度から17年度の介護保険サービスの費用を基に保険料の計算をすると、基準月額額は3,305円になりますが、平成12年度から14年度に積立てた介護保険給付費準備基金を11億2,500万円取崩すことで、基準月額を3,000円に抑えました。

平成15年度からの保険料額は、下表のとおりで3年間変わりません。

介護保険料額

段階	対象者	14年度の保険料年額(月額)	改定後(15年度)の保険料年額(月額)
第1段階 基準年額×0.5	生活保護受給者または世帯全員が区民税非課税かつ老齢福祉年金受給者	年17,600円 (月約1,470円)	年18,000円 (月1,500円)
第2段階 基準年額×0.75	世帯全員(1人世帯を含む)が区民税非課税	年26,500円 (月約2,205円)	年27,000円 (月2,250円)
第3段階 基準年額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税	年35,300円 (月約2,940円)	年36,000円 (月3,000円)
第4段階 基準年額×1.25	区民税課税 (合計所得250万円未満)	年44,100円 (月約3,675円)	年45,000円 (月3,750円)
第5段階 基準年額×1.5	区民税課税 (合計所得250万円以上)	年52,900円 (月約4,410円)	年54,000円 (月4,500円)

15年度は、第4段階と第5段階の境界所得を250万円から200万円に変更しました。

保険料の納付方法

老齢・退職年金が年額18万円以上の方は年金から差し引かれる特別徴収となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収になります。

4 - 表1 介護保険料収納状況

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C) ÷ A	未納額 E A - (B-C)
1 2	特別徴収	654,402,854	658,066,652	3,663,798	100.00%	0
	普通徴収	170,780,505	154,192,033	431,231	90.03%	17,019,703
	合 計	825,183,359	812,258,685	4,095,029	97.94%	17,019,703
1 3	特別徴収	1,997,442,421	2,002,841,343	5,398,922	100.00%	0
	普通徴収	520,509,477	477,469,118	939,392	91.55%	43,979,751
	合 計	2,517,951,898	2,480,310,461	6,338,314	98.25%	43,979,751
	滞納繰越分	16,944,652	8,763,868	49,410	51.43%	8,230,194
1 4	特別徴収	2,715,909,435	2,721,215,671	5,306,236	100.00%	0
	普通徴収	696,214,083	633,641,391	1,690,426	90.77%	64,263,118
	合 計	3,412,123,518	3,354,857,062	6,996,662	98.12%	64,263,118
	滞納繰越分	51,960,183	14,866,521	98,766	28.42%	37,192,428
1 5	特別徴収	2,913,268,830	911,112,200	2,581,550		
	普通徴収	630,866,167	190,220,382	135,590		
	合 計	3,544,134,997	1,101,332,582	2,717,140		
	滞納繰越分	94,827,333	4,385,221	5,880		

平成15年度は7月31日現在

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。集められた保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められ、給付費に応じて、区市町村に交付されます。

(3) 保険料の減免と徴収猶予

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少した場合、申請により一定期間保険料が減免または、徴収猶予されます。

4 - 表2 介護保険料減免・徴収猶予状況

年度	区分	減 免		徴 収 猶 予	
		件数	減免額	件数	徴収猶予額
1 2		3	15,436	0	0
1 3		5	47,028	0	0
1 4		1	11,070	0	0
1 5		2	20,250	0	0

平成15年度は7月31日現在

5 要介護認定

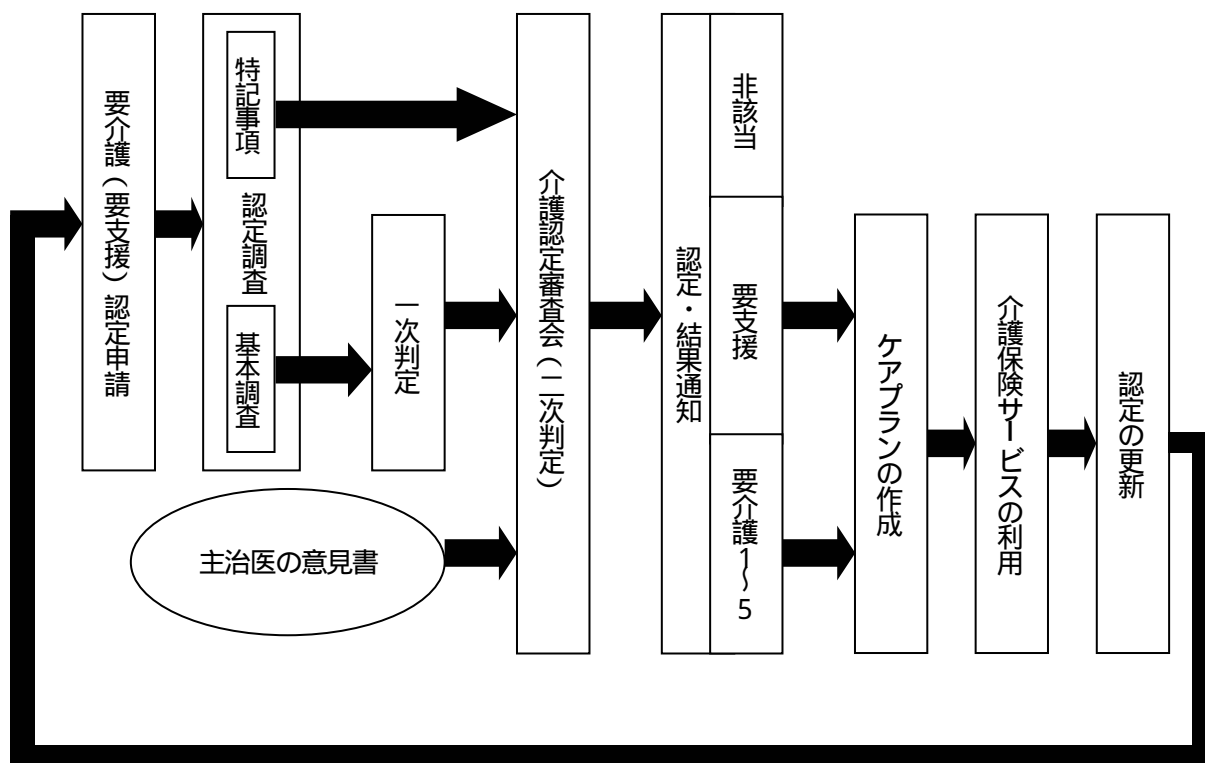
介護保険サービスを利用するには、介護が必要であるという要介護（要支援）認定を受けなければなりません。

65歳以上の方は、原因を問わず介護が必要になったとき、40歳以上65歳未満の方は、加齢に伴う病気（特定疾病）が原因で介護が必要になったときに申請ができます。

特定疾病

<small>きんいしゆくせいそくさくこうかしょう</small> 筋萎縮性側索硬化症	<small>とうりょうびょうせいしんけいしょうがい じんしょう もうまくしょう</small> 糖尿病性神経障害・腎症・網膜症
<small>こうじゅうじんたいこっかしょう</small> 後縦靭帯骨化症	<small>のうけっかんしっかん</small> 脳血管疾患
<small>こつそししょうしょう</small> 骨折を伴う骨粗鬆症	パーキンソン病
シャイ・ドレーガー症候群	<small>へいそくせいどうみやくこうかしょう</small> 閉塞性動脈硬化症
<small>しよらうき</small> <small>ちほう</small> 初老期における痴呆	<small>かんせつ</small> 関節リュウマチ
<small>せきずいしょうのうへんせいしょう</small> 脊髄小脳変性症	<small>まんせいへいそくせいはいしっかん</small> 慢性閉塞性肺疾患
<small>せきちゅうかんきょうさくしょう</small> 脊柱管狭窄症	<small>りょうがわ しつかんせつ こかんせつ いちじる</small> 両側の膝関節又は股関節に著しい変形
<small>そうらうしょう</small> 早老症	を伴う変形性関節症

認定申請からサービス利用までのしくみ



(1) 要介護(要支援)認定の申請

区役所・福祉事務所・ケア24で申請を受け付けます。

5 - 表1 認定申請・認定審査状況

種 別	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
認定申請件数	9,761	19,112	19,104	20,610	7,381
内 区分変更申請件数	277	644	875	1,275	529
審査会開催回数	273	505	521	559	191
審査会判定件数(認定件数)	8,441	17,211	18,784	20,311	6,816

平成15年度は7月31日現在

5 - 表2 平成14年度申請件数月次推移

	新規	転入	更新	区分変更	認定取消	合計
4月	480	13	1,241	102	0	1,836
5月	441	18	1,217	97	1	1,774
6月	345	17	1,264	95	0	1,721
7月	469	18	1,464	87	0	2,038
8月	455	15	866	103	0	1,439
9月	430	14	1,204	107	0	1,755
10月	488	18	1,214	105	0	1,825
11月	410	22	1,019	117	0	1,568
12月	393	17	991	91	0	1,492
1月	502	13	1,357	138	0	2,010
2月	489	8	938	121	0	1,556
3月	411	19	1,054	112	0	1,596
合計	5,313	192	13,829	1,275	1	20,610

5 - 表3 年度別認定申請件数

区分 年度	新規	転入	更新	区分変更	認定取消	合計
11	9,484	0	0	277	0	9,761
12	4,978	133	13,355	644	2	19,112
13	4,950	172	13,106	875	1	19,104
14	5,313	192	13,829	1,275	1	20,610
15	1,908	83	4,859	529	2	7,381

平成15年度は7月31日現在

(2) 認定調査

区の職員が区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し心身の状況などを調査します。

5 - 表4 事業所別調査件数

区分 年度	区役所	福祉事務所	ケア24	さんあい公社	その他	合計
11	5	4,394	2,353	171	2,526	9,449
12	2	10,587	3,359	299	3,737	17,984
13	8	8,525	5,150	439	4,660	18,782
14	5	5,108	10,020	376	4,670	20,179
15	5	1,551	3,824	164	1,627	7,171

平成15年度は7月31日現在

【要介護認定調査従事者研修】

区では、認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するために、必要な知識・技能を修得することを目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

5 - 表5 平成14年度研修開催実績

	回数	参加人数合計	備考
新任研修	5	129	随時開催
現任研修	1	210	2月開催

(3) 一次判定

認定調査の結果に基づき、全国一律の基準でコンピューターによる一次判定を行います。

(4) 二次判定

「一次判定による結果」「認定調査時の特記事項」「主治医の意見書」を基に介護認定審査会で判定します。

【介護認定審査会とは】

医療・保健・福祉の分野における専門家で構成され、審査会は5名の合議体で行います。

5 - 表6 介護認定審査会委員数 (平成15年3月31日現在)

区分	医療	保健	福祉	合計
委員数	62	27	30	119

14年度は委員定数120名 15年度からは150名に増員

5 - 表7 認定審査会開催回数

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
11							50	51	40	37	48	47	273
12	26	28	39	29	53	26	50	44	46	49	65	50	505
13	48	49	52	45	41	29	38	30	32	51	54	52	521
14	51	49	49	52	46	41	49	44	41	44	49	44	559
15	45	46	46	54									191

平成15年度は7月31日現在

5 - 表8 判定結果内訳

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	内再調査	
11	居宅	330	1,117	1,827	1,001	679	654	522	6,130	25
	施設	18	97	387	276	388	663	482	2,311	8
	合計	348	1,214	2,214	1,277	1,067	1,317	1,004	8,441	33
12	居宅	332	2,734	4,698	2,343	1,229	911	605	12,852	13
	施設	23	127	743	752	754	1,060	900	4,359	18
	合計	355	2,861	5,441	3,095	1,983	1,971	1,505	17,211	31
13	居宅	242	2,532	4,430	2,751	1,563	1,190	847	13,555	5
	施設	10	101	598	826	977	1,415	1,302	5,229	4
	合計	252	2,633	5,028	3,577	2,540	2,605	2,149	18,784	9
14	居宅	259	2,911	5,275	2,993	1,623	1,125	844	15,030	2
	施設	12	66	562	806	906	1,434	1,495	5,281	1
	合計	271	2,977	5,837	3,799	2,529	2,559	2,339	20,311	3
15	居宅	101	1,227	1,729	682	447	358	276	4,820	0
	施設	8	81	236	232	357	474	609	1,997	1
	合計	109	1,308	1,965	914	804	832	885	6,817	1

「居宅」「施設」は、認定調査時において区分しています。

平成15年度は7月31日現在

(5) 認定

二次判定を基に、要支援・要介護1～5の6段階の認定を行います。
非該当(自立)...介護保険サービスの利用はできません。

5 - 表9 年別要介護(要支援)認定者数

区分	第1号被保険者		第2号被保険者		小計		合計
	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	
12.4.1	1,155	6,421	7	153	1,162	6,574	7,736
13.3.31	1,273	8,369	7	235	1,280	8,604	9,884
14.3.31	1,629	9,585	15	280	1,644	9,865	11,509
15.3.31	1,974	11,131	16	332	1,990	11,463	13,453
15.7.31	2,287	11,656	19	348	2,306	12,004	14,310

5 - 表10 第1号被保険者年齢別認定者数

(平成15年3月31日現在)

年齢	被保険者数	要支援 (A)	要介護(B)						小計	合計 (A+B)
			1	2	3	4	5			
65～69歳	26,173	87	195	134	75	60	83	547	634	
70～74歳	23,404	281	426	285	147	162	122	1,142	1,423	
75～79歳	18,435	479	733	372	254	214	209	1,782	2,261	
80～84歳	11,838	552	1021	525	284	321	259	2,410	2,962	
85～89歳	6,963	398	927	584	392	383	347	2,633	3,031	
90～94歳	3,290	155	556	392	312	329	280	1,869	2,024	
95～99歳	841	19	91	143	99	159	144	636	655	
100歳以上	134	3	6	22	21	26	37	112	115	
合計	91,078	1,974	3,955	2,457	1,584	1,654	1,481	11,131	13,105	
被保険者に対する比率		2.16%	4.34%	2.69%	1.73%	1.81%	1.62%	12.22%	14.38%	

5 - 表11 第2号被保険者年齢別認定者数

(平成15年3月31日現在)

年齢	要支援 (A)	要介護(B)						小計	合計 (A+B)
		1	2	3	4	5			
40～44歳	0	2	0	0	0	2	4	4	
45～49歳	2	7	4	5	3	6	25	27	
50～54歳	2	12	18	7	8	6	51	53	
55～59歳	4	24	28	16	5	12	85	89	
60～64歳	8	44	38	28	22	35	167	175	
合計	16	89	88	56	38	61	332	348	

6 介護保険給付

介護保険サービスは、要支援・要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。

サービスには居宅サービスと、施設サービスの2種類があります。

居宅サービスを利用するときには、「いつ、どのようなサービスを利用するか」というケアプラン（介護サービス計画）をケアマネージャー（介護支援専門員）に作成依頼したうえでサービスを利用します。なお、ケアプランは自分で作成することもできます。

施設サービスは、利用者が施設を選び、申し込んで利用します。

利用者負担額はサービス費用の1割で、残りの9割は保険給付されます。保険給付には、現物給付（1）と償還払い（2）の2種類があります。

- 1 サービス利用時にお客様は、1割を事業者を支払い、9割分は事業者が直接保険で支払います。
- 2 いったんサービス費用の総額をお支払いいただき、後で申請により9割分が保険から支払われます。

（1）介護保険サービスの種類

居宅サービス

訪問介護 ホームヘルパーが入浴・排せつ・調理・洗濯などの介護や家事を行います。	短期入所生活介護（ショートステイ） 短期間、特別養護老人ホームなどで、介護を行います。
訪問入浴介護 移動可能な浴槽を自宅に運び入れ、入浴の介護を行います。	短期入所療養介護（ショートステイ） 医学的管理が必要な方に短期間、医療施設で介護を行います。
訪問看護 医師の指示のもと、看護師や保健師が訪問し、健康チェックや療養上の介護、診療補助を行います。	福祉用具購入費の支給 入浴用いす・ポータブルトイレなどの入浴や排せつのための福祉用具の購入費を、限度額内で支給します。
訪問リハビリテーション 医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士が訪問し機能回復のための訓練を行います。	住宅改修費の支給 お風呂場やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を限度額内で支給します。
通所介護（デイサービス） 高齢者在宅サービスセンターなどの施設で、健康チェックや入浴、食事、日常動作訓練を行います。（日帰り）	居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師らが自宅を訪問して、療養に関するアドバイス等を行います。
通所リハビリテーション（デイケア） 介護老人保健施設・病院・診療所で機能回復訓練を行います。（日帰り）	痴呆対応型共同生活介護（グループホーム） 痴呆の高齢者が共同生活を営む住居において、介護を行います。（要介護1～5と認定された方が利用できます。）
福祉用具の貸与 車いすや特殊ベッドなど、在宅での生活に必要な福祉用具を貸し出します。	特定施設入所者生活介護 指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームで、介護サービスを行います。

施設サービス（要介護1～5と認定された方が利用できます）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 常時介護が必要で自宅での生活が困難な方に対し、食事・排せつ・入浴・着替えなどの日常生活上の世話を中心とした介護を行います。
介護老人保健施設（老人保健施設） 病状が安定した方に対し、機能訓練や日常生活上の世話などの介護を行います。
介護療養型医療施設（療養病床など） 急性期の治療を終え、長期にわたって療養を必要とする方に対し、医学的管理のもとで介護を行います。

(2) 居宅サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、要介護度別に保険給付の上限額（支給限度基準額）を設けています。

支給限度基準額は平成14年1月1日から、訪問通所サービスと短期入所サービスが一つにまとめられ、現在の訪問通所サービスの支給限度基準額になりました。

要介護度	支給限度基準額 (1ヵ月あたり)	金額に換算すると...
要支援	6,150単位	61,500～65,928円
要介護1	16,580単位	165,800～177,737円
要介護2	19,480単位	194,800～208,825円
要介護3	26,750単位	267,500～286,760円
要介護4	30,600単位	306,000～328,032円
要介護5	35,830単位	358,300～384,097円

- ・支給限度基準額（単位数）を金額に換算した場合
1単位あたりの額はサービスの種類によって異なります（10～10,72円）。そのため、利用者の一人ひとりのケアプランに応じて金額は異なります。
- ・利用者の負担は利用総額の一割です。

6 - 表1 居宅介護（支援）サービス利用者数

【4月審査（3月利用分）】

区分 年度	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12	870 (3)	1,876 (45)	1,189 (43)	766 (21)	589 (17)	548 (23)	5,838 (152)
13	1,086 (5)	2,407 (53)	1,487 (47)	910 (36)	709 (14)	600 (22)	7,199 (177)
14	1,282 (4)	3,011 (60)	1,787 (60)	977 (36)	729 (18)	621 (29)	8,407 (207)
15	1,401 (4)	3,234 (58)	1,760 (52)	1,045 (38)	772 (23)	645 (32)	8,857 (207)
16							

()内は第2号被保険者再掲
福祉用具購入費・住宅改修費のみの利用者は含みません。
平成15年度は、7月審査（6月利用分）

(3) 施設サービスの利用

施設サービスの利用者負担は、下表の + + の額になります。

	施設サービス費		食費の 自己負担額 (標準負担額)	日常生活費
	総費用 (要介護1~5)	利用者 負担額		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	212,848 ~ 301,509円	左記 (総費用) の利用者 負担額は の1割	23,400円 (780円×30日)	(施設によって異なる) 日用品・教養娯楽費など
介護老人保健施設 (老人保健施設)	257,493 ~ 323,203円		(所得に応じて16頁 のとおり減額あり)	
介護療養型医療施設 (療養病床など)	257,808 ~ 427,584円			

要介護度に応じて費用は変わります。

東京23区の標準的なサービス費用であり、施設の所在地・規模・加算等により費用は変わります。

小規模生活単位型介護老人福祉施設の料金体系は、含まれていません。

介護療養型医療施設では特定診療費として、最高1万円程度の自己負担額がかかる場合があります。

6 - 表2 施設介護サービス利用者数

【4月審査(3月利用分)】

区分 年度	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
12	1,233 (11)	437 (8)	193 (10)	1,863 (29)
13	1,239 (12)	484 (6)	245 (6)	1,968 (24)
14	1,393 (9)	461 (13)	296 (8)	2,150 (30)
15	1,419 (10)	467 (13)	406 (11)	2,292 (34)
16				

()内は第2号被保険者再掲

平成15年度は、7月審査(6月利用分)

(4) 福祉用具購入費の支給

貸与になじまない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で、保険対象となるものについて、購入費の9割を償還払いにより支給します。

6 - 表3 福祉用具購入費の支給

区分 年度	要支援		要介護		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	84	1,866,190	907	26,511,282	991	28,377,472
13	138	3,153,083	1,493	43,526,423	1631	46,679,506
14	171	4,468,771	1,789	51,408,826	1960	55,877,597
15	89	1,956,876	718	21,023,164	807	22,980,040
16						

平成15年度は、7月31日現在

(5) 住宅改修費の支給

お風呂やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割を償還払いにより支給します。

6 - 表4 住宅改修費の支給

区分 年度	要支援		要介護		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	113	11,420,769	804	86,707,003	917	98,127,772
13	222	25,634,158	1,294	149,191,830	1,516	174,825,988
14	279	33,618,742	1,459	167,112,830	1,738	200,731,572
15	119	14,680,756	645	72,503,398	764	87,184,154
16						

平成15年度は、7月31日現在

(6) 高額介護サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって1ヵ月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給します。

6 - 表5 高額介護サービス費の支給

区分 年度	高齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が 非課税		左記以外の世帯		合計	
	上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	588	4,652,298	2,379	12,983,546	394	1,650,473	3,361	19,286,317
13	1,563	16,490,657	16,098	92,153,935	2,989	13,577,987	20,650	122,222,579
14	596	8,400,929	14,296	84,212,665	4,483	26,059,561	19,375	118,673,155
15	247	3,369,103	5,621	32,668,772	1,666	8,971,300	7,534	45,009,175
16								

第2号被保険者を含みます。

平成15年度は、7月31日現在

(7) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少した場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

6 - 表6 利用者負担額の減免

区分 年度	減額件数	免除件数	合計
12	0 (0)	0 (0)	0 (0)
13	0 (0)	2 (1)	2 (1)
14	0 (0)	0 (0)	0 (0)
15	0 (0)	0 (0)	0 (0)
16	-	-	-

()内は第2号被保険者再掲
平成15年度は、7月31日現在

(8) 標準負担額(食費の自己負担額)の減額

介護保険施設に入所・入院中の食費の負担日額780円が、区民税の課税状況等に応じ500円または300円に減額されます。

6 - 表7 標準負担額(食費の自己負担額)の減額

区分	高齢福祉年金受給者等 300円/日額	世帯全員の区民税が 非課税等 500円/日額	合計
13.3.31	47 (0)	307 (5)	354 (5)
14.3.31	76 (0)	535 (11)	611 (11)
15.3.31	112 (0)	886 (19)	998 (19)
15.7.31	134 (0)	976 (18)	1,110 (18)
16.3.31	()	()	()

()内は第2号被保険者再掲

(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・特定標準負担額の減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している場合、施行から5年間(平成12年度~平成16年度)区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、特定標準負担額(食費の自己負担額)が減額されます。

6 - 表8 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減免

区分	利用者負担額の減免			利用者負担額の減免		
	高齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が非課税	合計	高齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が非課税	合計
13.3.31	145 (5)	333 (0)	478 (5)	287 (5)	647 (4)	934 (9)
14.3.31	117 (3)	273 (0)	390 (3)	235 (3)	504 (3)	739 (6)
15.3.31	94 (2)	220 (0)	314 (2)	186 (2)	411 (0)	597 (2)
15.7.31	86 (2)	207 (0)	293 (2)	169 (2)	385 (0)	554 (2)
16.3.31	()	()	()	()	()	()

()内は第2号被保険者再掲

6 - 表9 平成14年度介護給付費の状況

種 類	現物給付		償還払い		給付費合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
居宅介護（支援）サービス給付費	192,398	8,721,528,087	89	2,703,203	192,487	8,724,231,290
訪問介護	68,873	4,373,643,368	3	21,604	68,876	4,373,664,972
訪問入浴介護	8,269	378,797,193	0	0	8,269	378,797,193
訪問看護	12,584	465,164,957	0	0	12,584	465,164,957
訪問リハビリテーション	856	13,105,310	0	0	856	13,105,310
通所介護	27,081	1,319,766,129	0	0	27,081	1,319,766,129
通所リハビリテーション	4,538	257,493,455	0	0	4,538	257,493,455
福祉用具貸与	40,843	510,817,840	50	556,857	40,893	511,374,697
短期入所	6,358	487,650,628	36	2,124,742	6,394	489,775,370
短期入所生活介護（特養）	5,258	385,086,273	36	2,124,742	5,294	387,211,015
短期入所療養介護（老健）	1,014	95,654,174	0	0	1,014	95,654,174
短期入所療養介護（療養型）	86	6,910,181	0	0	86	6,910,181
居宅療養管理指導	18,554	133,534,710	0	0	18,554	133,534,710
痴呆対応型共同生活介護	510	113,396,088	0	0	510	113,396,088
特定施設入所者生活介護	3,932	668,158,409	0	0	3,932	668,158,409
居宅介護（支援）サービス計画費	88,037	653,559,580	0	0	88,037	653,559,580
施設介護サービス給付費	25,981	8,002,086,287	0	297,220	25,981	8,002,383,507
介護老人福祉施設サービス	16,938	5,091,455,693	0	90,800	16,938	5,091,546,493
介護老人保健施設サービス	5,711	1,598,987,733	0	113,280	5,711	1,599,101,013
介護療養型医療施設サービス	3,332	1,311,642,861	0	93,140	3,332	1,311,736,001
福祉用具購入費	0	0	1,960	55,877,597	1,960	55,877,597
住宅改修費	0	0	1,738	200,731,572	1,738	200,731,572
小 計	306,416	17,377,173,954	3,787	259,609,592	310,203	17,636,783,546
高額介護サービス費	1,199	11,370,033	18,176	107,303,122	19,375	118,673,155
合 計	307,615	17,388,543,987	21,963	366,912,714	329,578	17,755,456,701

7 介護保険関連給付

(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3ヵ月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金貸付を行います。貸付のための基金額は3,000万円です。

7 - 表1 高額介護サービス費等資金貸付

区分 年度	高額介護サービス費		福祉用具購入費		住宅改修費		その他		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	9	298,438	10	327,560	19	2,825,532	0	0	38	3,451,530
13	21	435,000	13	679,457	26	3,062,115	0	0	60	4,176,572
14	7	164,300	12	453,011	32	4,559,670	0	0	51	5,176,981
15	3	77,600	4	443,017	2	167,490	0	0	9	688,107
16										

平成15年度は、7月31日現在

(2) 訪問介護利用者負担額助成事業(平成12年度～16年度実施)

介護保険法が施行される前(平成12年3月以前)に区のホームヘルプサービスを利用していた高齢者の方や障害者の方で、世帯の生計中心者の所得税が非課税の場合、訪問介護の利用者負担額が通常の10%から3%に軽減されます。

平成15年7月から高齢者の方の軽減率を変更しました。

平成12年4月から平成15年6月まで 10%が3%に軽減

平成15年7月以降 10%が6%に軽減 になりました。

7 - 表2 訪問介護利用者負担額助成

区分 年度	高齢者経過措置			障害者支援措置			合計		
	認定者数	件数	金額	認定者数	件数	金額	認定者数	件数	金額
12	1,213	9,852	43,917,755	322	2,871	17,883,414	1,535	12,723	61,801,169
13	995	9,999	50,430,043	160	2,451	15,970,959	1,155	12,450	66,401,002
14	826	8,583	45,800,751	147	1,944	13,685,261	973	10,527	59,486,012
15	660	1,843	9,860,117	132	451	3,131,126	792	2,294	12,991,243
16									

認定者数は1年間の認定者数合計、件数・金額は1年間の助成件数・金額合計

平成15年度は、7月31日現在

(3) 住宅改修支援助成事業(ケアマネージャー等支援事業)

(平成13年1月開始)

ケアマネージャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、または短期入所振替利用の援助を行った場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

7-表3 住宅改修支援助成(ケアマネージャー等支援)

区分 年度	住宅改修支援 (理由書作成助成)		短期入所振替利用援助		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	22	44,000	11	22,000	33	66,000
13	998	1,996,000	452	904,000	1,450	2,900,000
14	1,046	2,092,000			1,046	2,092,000
15	298	596,000			298	596,000
16						

短期入所振替利用援助は、支給限度基準額の一本化により、平成13年度で事業終了
住宅改修支援は、平成15年4月から居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対する作成のみが対象となります。

平成15年度は、7月31日現在

(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成(平成14年1月開始)

事業者が介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額(介護費負担、食費負担、日常生活費負担)の軽減を行った場合、その費用の一部を助成します。

対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

7-表4 確認証発行及び事業者助成

区分 年度	確認証発行件数	利用者数	助成事業者数	助成金額
13	4	2	2	24,318
14	11	15	17	372,559
15	44			
16				
17				

平成15年度は、7月31日現在

(5) 家族介護慰労事業(平成13年度開始)

要介護4または要介護5の高齢者を、介護保険サービスを利用せずに在宅で1年間介護している区民税非課税世帯の同居の家族に、10万円の慰労金を支給します。

7 - 表5 家族介護慰労金支給

区分 年度	件数	金額
13	3	300,000
14	4	400,000
15	1	100,000
16		
17		

平成15年度は、7月31日現在

(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業(区制度 平成13年度開始)

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方の利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

7 - 表6 介護保険サービス利用者負担額助成

区分 年度	件数	金額
13	1,025	8,201,432
14	1,259	10,650,053
15	444	3,853,134
16		
17		

平成15年度は、7月31日現在

8 財政

保険給付に必要な費用は保険料と国・都・区の公費を財源としています。

保険料...全体の50% (第1号被保険者17%・第2号被保険者33%)

公費...全体の50% (国25%・都12.5%・杉並区12.5%)

8 - 表1 平成14年度決算内訳

(単位 千円)

科 目		予算現額	決算額	構成比 (%)
歳入	保険料	3,366,977	3,369,724	18.30%
	使用料及び手数料	1	0	0.00%
	国庫支出金	4,524,309	4,436,229	24.10%
	介護給付費負担金	3,614,680	3,561,394	19.34%
	調整交付金	778,961	751,102	4.08%
	事務費交付金	130,668	121,344	0.66%
	介護保険事業費補助金	0	2,389	0.01%
	支払基金交付金	5,964,224	5,805,873	31.53%
	都支出金	2,259,175	2,232,910	12.13%
	財産収入	262	1,085	0.01%
	繰入金	443,733	2,440,070	13.25%
	介護給付費繰入金	259,175	2,287,968	12.43%
	事務費等繰入金	184,558	152,102	0.83%
	繰越金	122,834	122,835	0.67%
	寄付金	1	0	0.00%
	諸収入	1,006	2,463	0.01%
合計	16,682,522	18,411,189	100.00%	
歳出	総務費	316,228	268,362	1.46%
	保険給付費	18,073,406	17,791,087	96.94%
	介護サービス費	17,389,128	17,113,728	93.25%
	支援サービス費	527,117	523,056	2.85%
	高額介護サービス費	120,696	118,673	0.65%
	審査支払手数料	36,465	35,630	0.19%
	財政安定化基金拠出金	91,792	91,792	0.50%
	基金積立金	80,065	80,065	0.44%
	諸支出金	122,837	122,156	0.67%
合計	18,684,328	18,353,462	100.00%	

8 - 表2 年度別財政状況

歳入

(単位 千円)

年度	保険料		国庫支出金						支払基金交付金		都支出金			
	収入額	対前年比	介護給付費負担金		調整交付金		事務費交付金		介護保険事業費補助金		収入額	対前年比	収入額	対前年
12	812,259		2,608,848		491,802		83,260				3,988,315		1,485,139	
13	2,489,074	306.44%	3,093,790	118.59%	632,975	128.71%	103,054	123.77%			5,018,502	125.83%	1,930,273	129.97%
14	3,369,724	135.38%	3,561,394	115.11%	751,102	118.66%	121,344	117.75%	2,389		5,805,873	115.69%	2,232,910	115.68%
15														
16														

年度	財産収入		繰入金				繰越金		諸収入		合計			
	収入額	対前年比	介護給付費繰入金		事務費等繰入金		円滑導入基金繰入金		収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年
12			1,444,986		115,357		2,439,714			2,977			13,472,657	
13	632		1,896,098	131.22%	132,470	114.83%	827,983	33.94%	581,883		62	2.08%	16,706,796	124.01%
14	1,085	171.68%	2,287,968	120.67%	152,102	114.82%			122,835	21.11%	2,463	3972.58%	18,411,189	110.20%
15														
16														

歳出

(単位 千円)

年度	総務費		保険給付費						財政安定化基金拠出金		基金積立金			
	支出額	対前年比	介護サービス費		支援サービス費		高額介護サービス費		審査支払手数料		支出額	対前年比	支出額	対前年
12	207,786		11,180,344		343,078		19,286		17,185		91,792		1,031,303	
13	228,154	109.80%	14,597,429	130.56%	419,858	122.38%	122,223	633.74%	29,283	170.40%	91,792	100.00%	580,200	56.26%
14	268,362	117.62%	17,113,728	117.24%	523,056	124.58%	118,673	97.10%	35,630	121.67%	91,792	100.00%	80,065	13.80%
15														
16														

年度	諸支出金		合計	
	支出額	対前年比	支出額	対前年比
12			12,890,774	
13	515,023		16,583,962	128.65%
14	122,156	23.72%	18,353,462	110.67%
15				
16				

9 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) その他介護保険事業に関連する区の保健・福祉事業に関すること。

9 - 表1 委員数

区民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合計
8	2	2	3	7	22

9 - 表2 平成14年度介護保険運営協議会開催実績

	開催日	主な内容
第1回	平成14年 5月16日	第2期介護保険事業計画改定(項目整理)、その他
第2回	平成14年 7月11日	第2期介護保険事業計画(骨子案)、介護保険サービス事業者調査結果、その他
第3回	平成14年 8月 8日	第2期介護保険事業計画(素案)、介護保険事業計画剰余金の取扱い、その他
第4回	平成14年 9月 5日	保健福祉計画・第2期保険事業計画(素案)、介護保険制度に関する苦情・要望、その他
第5回	平成15年 2月13日	第2期介護保険事業計画(案)、杉並区指定介護老人福祉施設入所指針策定の取り組み、介護報酬・第1号被保険者保険料の見直し、その他
第6回	平成15年 3月27日	保健福祉計画・第2期介護保険事業計画、介護保険条例の一部改正、その他

10 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に関わる苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

在宅介護支援センター、介護保険相談員（民生委員） まちかど介護相談薬局など区民に身近な相談機関と連携し、よりきめこまかな相談体制の充実を図ります。

東京都国民健康保険団体連合会への苦情申し立ての受付、東京都介護保険審査会への審査請求に関する相談や申請の受付とともに、必要に応じて関係機関等と連絡調整を行います。

10 - 表1 介護保険制度等に関する苦情・意見要望件数

区分 年度	要介護認定	介護保険料	介護 サービス量	介護事業者 及び保険給付	その他	合 計
12	29	10	16	190	72	317
13	17	5	11	142	65	240
14	19	2	9	113	46	189
15	7	2	0	35	21	65
16						

平成15年度は、7月31日現在

10 - 表2 相談対応結果

区分 年度	相談者への 説明・助言	当事者間を 調整	他機関を紹介	その他	合 計
12	215	95	2	5	317
13	133	72	2	33	240
14	117	64	2	6	189
15	34	30	1	0	65
16					

平成15年度は、7月31日現在

10 - 表3 東京都国民健康保険団体連合会との調整及び東京都介護保険審査会への審査請求

区分 年度	東京都国民健康保険 団体連合会との調整	東京都介護保険審査会 の審査請求	合 計
12	5	1	6
13	4	108	112
14	1	28	29
15	4	0	4
16			

平成15年度は、7月31日現在

1 1 事業者支援

(1) 事業者連絡会

区とサービス事業者との情報交換及び事業者間の交流を図り、サービスの質の向上を図ることを目的として実施します。

11 - 表 1 開催実績

名 称	開 催 回 数	
	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度
介護サービス事業者連絡会（全体会）	3	1
訪問介護事業者連絡会	2（内 研修 1 回）	0
通所介護・通所リハビリ事業者連絡会	2（内 研修 1 回）	1

平成 1 5 年度は、7 月 3 1 日現在

(2) ケアマネージャー支援事業

ケアマネージャーを支援し、資質の向上を図ることを目的として実施します。

ケアマネージャー研修

杉並区を実施地域とする居宅介護支援事業者に対してケアマネジメントに必要な知識や情報を提供します。

11 - 表 2 平成 1 4 年度開催実績

	実施月日	内 容	参加人数
第 1 回	平成 1 4 年 7 月 1 5 日 （経験 1 年未満者対象）	・ 給付管理の仕方について ・ サービス事業者等との連携 ・ 情報交換 ほか	1 2 1
	平成 1 4 年 7 月 1 9 日	・ 高齢者の虐待とは ・ 介護保険最新情報 ・ 自立支援ガイドブックの活用 ほか	1 1 2
第 2 回	平成 1 4 年 1 1 月 1 4 日 1 9 日	・ 老人保健法改正について ・ 自立支援のためのリハビリの基本 ・ 介護保険最新情報 ほか	2 0 3
第 3 回	平成 1 5 年 3 月 1 9 日 2 0 日	・ 介護保険の報酬改定について ・ 特養ホームの受付変更について ・ 認定調査の変更、保険料改定について ほか	3 0 9
住 宅 改 修	平成 1 4 年 7 月 1 1 日	・ 高齢者と生活環境整備の考え方 ・ 介護保険における住宅改修 ・ 高齢者住宅改修の実務 ・ 高齢者住宅改修の実際	2 1 3
計			延 8 3 8

事例検討会

具体的事例を通してケアマネジメントに必要な知識や技能を修得してもらいます。

11 - 表3 平成14年度開催実績

開催日	主催	内容	参加人数
平成14年 4月19日	東福祉事務所	・参加者からの困難事例をあげて検討	29
平成14年 5月21日	西福祉事務所	・記憶力低下、被害妄想、妻への暴言・暴力 ・老年期の幻覚妄想状態、近隣とのトラブル	39
平成14年 6月14日	南福祉事務所	・第3南陽園 グループホーム見学会	21
平成14年 8月23日	東福祉事務所	・高齢者の虐待(3例)	26
平成14年 9月27日	西福祉事務所	・単身、うつ症状、介護保険の申請拒否 ・妻を亡くし、もの忘れがひどくなった。 金銭管理ができないが、本人は自分でしたがる。	25
平成14年11月20日	南福祉事務所	・老後のうつ病・抑うつ状態について講義と事例検討	29
平成14年12月11日	東福祉事務所	・在宅痴呆高齢者の対応と介護と医療の連携について(2例)	23
平成15年 1月22日	西福祉事務所	・都の実施指導の実際と対策 ・自立支援に向けたプランとは ・情報交換	17
平成15年 2月20日	南福祉事務所	・対応困難な家族とのかかわり	27
計			延236

けあまね通信の発行

適時情報提供を行い、ケアマネージャーの活動を支援します。

平成14年度発行回数 6回

1 2 趣旨普及

区民の皆様、介護保険の趣旨や利用方法について、よく知っていただくための広報活動を行っています。

12 - 表 1 介護保険だより

号 数	発行年月	部 数	配布方法	主な内容
第 7 号	1 4 年 7 月	92,000 部	保険料本算定通知書に同封	・ 保険料の納め方 ・ 保険料通知書の見方
第 8 号	1 5 年 3 月	24,000 部	保険料当初通知書に同封 (普通徴収者用)	・ 保険料の本来額徴収 ・ 保険料本算定・保険料の使われ方

12 - 表 2 点字・カセットテープ発行物

発行物名	発行年月	部 数		配布方法
		点字	テープ	
介護保険だより 第 7 号	平成 1 4 年 8 月	5 0 冊	4 0 本	保険料本算定通知書に同封
わたしたちの介護保険 平成 1 4 年 8 月版	平成 1 4 年 8 月	5 0 冊	4 0 本	保険料本算定通知書に同封

12 - 表 3 パンフレット「わたしたちの介護保険」

発行年月	部 数	配布方法	目 的
平成 1 4 年 8 月	110,000 部	保険料本算定通知書に同封	介護保険制度周知

12 - 表 4 ポスター

発行年月	部 数	配布方法	目 的
平成 1 4 年 7 月	500 枚	区内掲示板 区内関連施設	保険料納付啓発
平成 1 5 年 3 月	500 枚	区内掲示板 区内関連施設	保険料改定周知

12 - 表 5 広報すぎなみ(主な掲載記事)

掲載年月	記 事 名	内 容
平成 1 4 年 1 1 月他	介護保険ひとくちメモ ~	認定有効期間等掲載
平成 1 4 年 2 月	介護保険料の納め忘れはありませんか?	介護保険料納付勧奨

1.3 介護保険事業計画

(1) 区の高齢化等の現状と計画期間における人口推計等

区の高齢化等の現状

杉並区の総人口は昭和50年以降平成9年まで減少を続けていましたが、平成10年以降はわずかずつですが増加しています。平成14年1月1日時点での住民基本台帳及び外国人登録に記載されている519,692人の総人口に対し、第一号被保険者となる65歳以上の高齢者は87,991人で16.9%となっており、その人数、割合ともに年々増加しています。

高齢化の進展に伴い、総人口に占める高齢者の割合は、今後さらに増加し、そのうち75歳以上の「後期高齢者」の増加が著しくなるものと推測されます。

計画期間における人口推計等

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総人口	521,959人	521,700人	521,443人	519,639人	517,836人
第二号被保険者数 (40歳以上65歳未満)	163,253人	163,651人	164,049人	164,896人	165,744人
第一号被保険者数 (65歳以上)	93,945人	95,844人	97,744人	99,382人	101,020人
高齢化率	18.0%	18.4%	18.7%	19.1%	19.5%
前期高齢者 (65歳以上75歳未満)	50,478人	50,536人	50,593人	50,674人	50,755人
後期高齢者 (75歳以上)	43,467人	45,308人	47,151人	48,708人	50,265人
要介護等認定者数	13,130人	13,580人	14,025人	14,501人	14,975人
第二号被保険者 (40歳以上65歳未満)	283人	284人	285人	286人	288人
第一号被保険者 (65歳以上)	12,847人	13,296人	13,740人	14,215人	14,687人
65歳以上人口比	14.0%	14.2%	14.3%	14.6%	14.8%
居宅サービス対象者数	10,639人	10,906人	11,063人	11,484人	11,742人
施設サービス対象者数	2,491人	2,674人	2,962人	3,017人	3,233人

(2) 施設サービスの量の見込み

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
施設サービス総数	2,491人	2,674人	2,962人	3,017人	3,233人
65歳以上人口比	2.7%	2.8%	3.0%	3.0%	3.2%
介護老人福祉施設 ()内は経過措置対象者数	1,542人 (10人)	1,612人 (5人)	1,671人 (0人)	1,686人 (0人)	1,762人 (0人)
65歳以上人口比	1.6%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
介護老人保健施設	553人	573人	705人	735人	865人
65歳以上人口比	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.9%
介護療養型医療施設	396人	489人	586人	596人	606人
65歳以上人口比	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%

表中の比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計値と一致しないところがあります。
65歳以上人口比には、第二号被保険者の利用者数を含みます。

(3) 居宅サービス対象者及び利用者数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
居宅サービス対象者数	10,639人	10,906人	11,063人	11,484人	11,742人
65歳以上人口比	11.3%	11.4%	11.3%	11.6%	11.6%
要支援	1,844人	1,916人	1,987人	2,049人	2,112人
65歳以上人口比	2.0%	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%
要介護1	3,590人	3,709人	3,816人	3,946人	4,059人
65歳以上人口比	3.8%	3.9%	3.9%	4.0%	4.0%
要介護2	2,064人	2,125人	2,159人	2,238人	2,281人
65歳以上人口比	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.3%
要介護3	1,225人	1,253人	1,253人	1,305人	1,319人
65歳以上人口比	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
要介護4	1,004人	1,004人	973人	1,026人	1,030人
65歳以上人口比	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
要介護5	912人	899人	875人	920人	941人
65歳以上人口比	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
居宅サービス利用者数	7,953人	8,296人	8,562人	9,037人	9,394人
要支援	1,279人	1,380人	1,484人	1,585人	1,690人
要介護1	2,772人	2,890人	3,000人	3,129人	3,247人
要介護2	1,568人	1,636人	1,684人	1,768人	1,825人
要介護3	966人	991人	995人	1,040人	1,055人
要介護4	745人	759人	750人	806人	824人
要介護5	623人	640人	649人	709人	753人

65歳以上人口比には、第二号被保険者の利用者数を含みます。

(4) 居宅サービス種類ごとの利用見込み

サービスの種類	平成15年度 提供見込量	計画値	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
訪問介護 (回/週)	38,578	必要量	34,765	36,356	37,742	40,062	42,456
		供給率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		サービス提供量	34,765	36,356	37,742	40,062	42,456
訪問入浴介護 (回/週)	900	必要量	703	740	771	845	919
		供給率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		サービス提供量	703	740	771	845	919
訪問看護 (回/週)	1,390	必要量	1,322	1,387	1,443	1,557	1,672
		供給率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		サービス提供量	1,322	1,387	1,443	1,557	1,672
訪問リハビリ テーション (回/週)	65	必要量	71	101	131	173	219
		供給率	91.5%	92.1%	95.4%	97.7%	100.0%
		サービス提供量	65	93	125	169	219
居宅療養管理 指導 (人/月)	1,642	標準居宅サービス 利用者数	8,486	8,857	9,185	9,693	10,237
		利用率	19.3%	23.3%	27.2%	31.1%	35.0%
		サービス提供量	1,642	2,060	2,496	3,013	3,583
通所介護・ 通所リハビリ テーション (回/週)	6,167	必要量	4,825	5,124	5,390	5,784	6,170
		供給率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		サービス提供量	4,825	5,124	5,390	5,784	6,170
短期入所生活 介護・短期入所 療養介護 (床/月)	4,606	必要量	6,222	6,452	6,642	7,035	7,438
		供給率	74.0%	80.5%	87.0%	93.5%	100.0%
		サービス提供量	4,606	5,195	5,779	6,578	7,438
痴呆対応型共 同生活介護 (人/月)	89	必要量	208	216	223	232	240
		供給率	42.8%	51.9%	59.6%	65.5%	70.8%
		サービス提供量	89	112	133	152	170
		65歳以上人口比	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
特定施設入所 者生活介護 (人/月)	390	サービス提供量	390	440	470	530	560
		65歳以上人口比	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%
福祉用具貸与 (人/月)	-	標準居宅サービス 利用者数	8,486	8,857	9,185	9,693	10,237
		利用率	38.7%	39.0%	39.4%	39.7%	40.0%
		サービス提供量	3,285	3,457	3,615	3,846	4,095
居宅介護支援 (人/月)	8,891	標準居宅サービス 利用者数	8,486	8,857	9,185	9,693	10,237
		利用率	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
		サービス提供量	8,444	8,814	9,140	9,646	10,187

注1 「平成15年度提供見込量」は、杉並区内でサービス提供している事業所全体の提供可能量の合計（推計値）を示しています。

注2 「サービス提供量」は、サービス提供見込量を示しており、平成15年度の必要量を上回っている場合はその必要量をサービス提供量とします。

注3 「標準居宅サービス利用者数」は、居宅サービス利用者数から痴呆対応型共同生活介護と特定施設入所者生活介護の利用者数（サービス提供量）を除いた人数です。

注4 表中の数値は、表示桁数未満を四捨五入しているため、表示数値と一致しないところがあります。

福祉用具購入、住宅改修は、必要量を充足できます。

平成15年度版

すぎなみの介護保険

平成14年度実績

平成15年9月発行

発行 杉並区役所保健福祉部介護保険課
杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 (03)3312-2111

登録印刷番号

15-0082